

ボーナスカットの無効を求めて労働審判申し立て! 立ち上がった仲間と共に全組合員で闘おう!



東京車両所分会の秋田斉さん、山口了さん、三島車両所分会の土屋浩一さんが、本日(10月2日)ボーナスカットの無効を求めて東京地裁に労働審判の申し立てをしました。

3人のボーナスカットはいまさら言うまでもなく、3人の勤務成績が悪いのではなく、JR東海労組織の弱体化を狙った組織破壊攻撃であることは明確です。

この会社による攻撃を跳ね返すために、最先頭で闘う決意をした3人の仲間と共に全組合員で闘おうではありませんか！

こんな理不尽なカット理由を許せるか!

秋田さんと土屋さんは、2013年年末手当と2014年夏季手当、山口さんについては2013年年末手当のカットでした。3人の仲間はすべてのカットについて苦情申告をしましたが、会社の回答は到底納得のいくものではありませんでした。

本人たちに全く身の覚えのないものや、明らかに管理者が虚偽の報告をしていると言わざるを得ないものなどがほとんどです。仮に指摘された事実があったとしても、それを非違行為と認定することは断じてできません。

会社がボーナスカットの事由とした一例

- | | |
|---------------------|-------------|
| ◆側引戸検査時安全帯未使用 | ◆工具使用札の掲出失念 |
| ◆チェックシートの誤記入 | ◆チョークチェック失念 |
| ◆保護メガネの未着用 | ◆検査手順を誤り |
| ◆特交検作業指示を作業指示板に記載不備 | ◆確認喚呼失念 |

本人に弁明の機会を与えない苦情処理に問題あり!!

会社は、苦情処理会議の場で「カット事由」とされるものを一方的に提示しますが、それについて本人が弁明する場を保証しません。理不尽な仕打ちを受けてもそれに対する反論の場すら与えない会社のやり方について、3名の仲間は「労働審判」という場を活用し闘いに決起したのです。

3名の仲間の訴えの一部

- 管理者が作業中に執拗につきまとい、作業の指導ではなくミスのチェックだけを行っているのであり、すべての事由について減額の理由とすることはおかしいと思います。
- 私に対する夏季手当減率の理由は、言いがかりこじつけとしか言いようのないものであり、正当な理由とは言えません。したがって、夏季手当減率支給は認められません。
- 苦情処理会議には出席できず、管理者からの説明指導はなく、私が事実を確認し疑問を解明し弁明する場はどこにもないのです。したがって、年末手当の減額は認められません。